

■自由民主党女性局規約（該当箇所を抜粋） ※下線部が改正箇所

第三節 全国女性局長会議

第九条

全国女性局長会議（以下、女性局長会議という。）は、都道府県支部連合会女性局長をもって構成し、必要に応じて本部女性局長が招集する。

第十条

女性局長会議は、女性局の運営及び活動、並びに政策に関する重要な事項を審議決定するものとし、特に緊急を要する事項に関しては、女性局長会議の決定をもって、女性局大会の議決に代えることができる。但し、女性局大会の議決に代える場合は、構成員の三分の二以上の出席がなければ審議決定することはできない。

2. 大地震、感染症その他の災害により、女性局長会議の出席が困難と認める特別の事情があるときは、本部女性局長は、インターネット等の手段を用いた出席及び議決権の行使を認めることができる。